

政策目標 6-1 : 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

上記目標の概要	<p>世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。</p> <p>このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号。以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいきます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-1-1：外国為替市場の安定 政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画 政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進 政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応 政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用</p>
---------	--

政策目標 6-1 についての評価結果

政策目標についての評価 S+ 目標超過達成

評価の理由	<p>外国為替市場の安定、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、アジアにおける地域金融協力の強化等に積極的に取り組み、具体的な実績・成果があったことに加え、特に国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を通じた国際金融システムの濫用への対応においては、目標を大幅に上回る達成がありました。施策6-1-4の評価は「s+ 目標超過達成」であり、その他施策の評価もすべて「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S+ 目標超過達成」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>G7（用語集参照）、G20（用語集参照）等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。令和4年度は、世界経済が、新型コロナウイルス感染症の新たな感染の波や変異株の発生といったリスク、ロシアのウクライナに対する侵略戦争による経済の悪影響を受ける中、我が国として、世界経済の回復に向けて主導的な役割を果たし、国際協調に積極的に貢献しています。</p> <p>また、アジア地域の経済の安定のため、同地域における地域金融協力を強化していくことが重要であり、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進しています。</p>

	<p>国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F（金融活動作業部会：用語集参照）勧告に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を着実に実施することにより、国際金融システムの安定に大きく貢献しています。これに加え、対内直接投資について、健全な投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、制度や体制を強化し、適切な運用を行っています。</p> <p>財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。</p>
--	---

施策	政6-1-1：外国為替市場の安定
-----------	-------------------------

測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組						
	目標	<p>G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>外国為替市場の安定のためには、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。</p>					達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>日常的に国際金融資本市場をモニタリングするとともにG7やG20といった多国間での会合や各国通貨当局との間で外国為替市場に関する意見交換を行うなど、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、IMF（国際通貨基金：用語集参照）やAMRO（ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス：用語集参照）などの国際機関との間でも、外国為替市場に関する意見交換を行いました。</p> <p>さらに、令和4年度は、外国為替市場において投機的な動きも背景とした急速で一方向的な動きがみられたことから、G7やG20で合意されている為替相場に関する考え方に沿って、外国為替平衡操作（為替介入：用語集参照）を実施しました。</p> <p>国内においては、財務省、金融庁、日本銀行の間で、国際金融資本市場に係る情報交換会合を開催し、市場の動向把握に努めました。</p> <p>上記実績のとおり、外国為替市場の安定のための取組を積極的に推進したため、達成度を「○」としました。</p>					○

測定指標（定量的な指標）	[主要]政6-1-1-A-1：外国為替平衡操作実施状況、外貨準備の状況等の正確かつ適時な情報の提供							
	作成頻度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	外国為替平衡操作実施状況（月ベース）	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	/
	外国為替平衡操作実施状況（日ベース）	年4回	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	
外貨準備等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12		

外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%	○

[主要]政6-1-1-A-2：国際収支状況等の正確かつ適時な情報の提供							
作成頻度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
国際収支状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	/
本邦対外資産負債残高	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
オフショア勘定残高	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
対外及び対内証券売買契約等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%	○
測定指標 (定量的な測定指標)	(注) 国際収支状況 < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm > 本邦対外資産負債残高 < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm > 外貨準備等の状況 < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm > 外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等 < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.htm > 外国為替平衡操作実施状況 < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html > オフショア勘定残高 < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm > 対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表） < https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm >						
	(出所) 国際局為替市場課						
	(目標値の設定の根拠) 外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び経常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。						
	(目標の達成度の判定期間) 外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況、外貨準備等の状況、国際収支状況等を適切に作成し、適時に公表したことから、達成度は「○」としました。						

施策についての評定	s 目標達成
-----------	--------

評定の	外国為替市場の安定に関しては、日常的な国際金融資本市場のモニタリングに加え、各国通貨当局等との意見交換等を通じて、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、国内においては、金融庁や日本銀行とも協力し、市場の動向把握に努めました。
-----	---

理由

外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。なお、外為特会が保有する外貨資産のより持続可能な運用の実現に向けて、令和3年10月よりESG投資を開始している中で、今年度は、世界銀行と共催し、各国の外貨準備当局者を招待する形で、外貨準備運用におけるESG投資に関するフォーラムを開催しました。

国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成26年に移行したIMF国際収支マニュアル第6版に基づいて、適切な作成・公表を行いました。

以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政6-1-1に係る参考情報

参考指標1：為替相場の動向



(出所) Bloomberg（日次、NY終値）より財務省国際局為替市場課作成

	円の最安値	円の最高値	最高値と最安値の変化幅
令和4年度	151円94銭 (令和4年10月21日)	121円66銭 (令和4年4月1日)	30円28銭 (19.9%)
令和3年度	125円11銭 (令和4年3月28日)	107円48銭 (令和3年4月23日)	17円63銭 (14.1%)
令和2年度	110円97銭 (令和3年3月31日)	102円60銭 (令和3年1月6日)	8円37銭 (7.5%)

ユーロ・円



(出所) Bloomberg (日次、NY終値)より財務省国際局為替市場課作成

円 安
ユーロ高



円 高
ユーロ安

参考指標 2 : 国際収支動向

(単位:億円)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
経常収支	193,837	186,712	169,459	201,522	92,256
貿易収支	5,658	3,753	37,853	-15,432	-180,602
輸出	802,487	746,694	683,635	856,373	996,207
輸入	796,829	742,941	645,782	871,805	1,176,809
サービス収支	-12,172	-17,302	-35,282	-48,770	-52,765
第一次所得収支	217,704	215,078	194,709	290,083	355,591
金融収支	216,213	204,568	133,150	180,787	87,713
直接投資(資産)	248,562	217,343	174,990	213,641	233,290
〃(負債)	41,024	27,115	85,023	36,567	49,974
証券投資(資産)	257,636	241,487	50,142	-49,124	-67,047
〃(負債)	188,205	18,298	203,438	111,372	19,318
その他投資(ネット)	-95,514	-226,275	156,411	85,283	17,721

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 令和4年度実績値は速報値。令和5年7月にデータが更新されるため、令和5年度実績評価書に確定値を掲載予定。

直接投資・証券投資の地域別状況(国際収支ベース)

(単位:億円)

		資産(本邦資本)		負債(外国資本)	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	令和3年度	213,641	-49,124	36,567	111,372
	令和4年度	233,290	-67,047	49,974	19,318
米国	令和3年度	80,879	-27,909	10,814	-196,735
	令和4年度	69,940	41,135	11,608	-176,163
EU	令和3年度	26,304	-10,056	-2,670	-554,468
	令和4年度	43,769	-72,901	809	-696,905
アジア	令和3年度	59,318	-5,687	15,403	74,401
	令和4年度	58,216	-15,420	14,538	-5,745

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 令和4年度実績値は速報値。令和5年7月にデータが更新されるため、令和5年度実績評価書に確定値を掲載予定。

参考指標 3：対外資産負債残高

主要国の対外資産負債残高（円ベース比較）

	対外純資産額
日本	418兆6,285億円（令和4年末）
アメリカ	▲ 2,137兆9,298億円（令和4年末）
イギリス	▲ 43兆142億円（令和4年末）
ドイツ	389兆509億円（令和4年末）
フランス	▲ 97兆9,490億円（令和4年末）
イタリア	10兆4,271億円（令和4年末）
カナダ	81兆8,994億円（令和4年末）
中国	335兆7,807億円（令和4年末）

（出所）日本：財務省資料、その他：IMF資料

（注）日本以外の計数は、IMFで公表されている年末の為替レートにて円換算。

参考指標 4：外貨準備動向

（単位：百万ドル）

	平成30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末
外貨準備高	1,291,813	1,366,177	1,368,465	1,356,071	1,257,061

（出所）財務省「外貨準備等の状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/data/index.htm)

参考指標 5：外国為替平衡操作の実施状況

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
金額	0円	0円	0円	0円	9兆1,881億円

（出所）財務省「外国為替平衡操作の実施状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html)

施策	政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画	
測定指標（定性的な測定指標）	〔主要〕政6-1-2-B-1：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画	
	目標	<p>G7、G20等の国際的な枠組において積極的に議論に貢献します。また、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すため、G7・G20・ASEAN+3を始めとする国際的な枠組における議論や、IMFなどの国際機関等との政策対話に積極的に参画しました。</p> <p>【G7】</p> <ul style="list-style-type: none"> G7では、ドイツ、日本議長の下、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、多国間協調を推進する必要性を強調するとともに、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など、国際秩序の根幹を守るための行動を協調して取りました。また、世界経済・金融市場の動向、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等について、活発な議論が行われ、声明の形でG7としての共通理解を示しました。我が国は、これらの議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。 また、2023年1月以降は議長国として、上記アジェンダに加え、脱炭素時代における強靱なサプライチェーン構築など、経済の強靱性と効率性の両立に向けた議論を牽引したほか、GDPで測る経済成長だけでなく、多様な価値を踏まえた経済政策の推進の必要性を主張し、G7における議論を主導しました。 <p>【G20】</p> <ul style="list-style-type: none"> G20においても、ロシアのウクライナに対する侵略戦争によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論が行われました。我が国は、インドネシア、インド議長の下、これらの議論に積極的に参画し、IMFを通じた脆弱国支援の実施や、国際保健等の世界経済の政策対応において、G20における議論の進展に貢献しました。 <p>【IMF】</p> <ul style="list-style-type: none"> IMFの関連では、我が国は、新規配分されたIMFの特別引出権（SDR）を脆弱国に融通する取組について、配分額の20%を貢献することとし、気候変動や保健等の長期的な国際収支上の課題に対応することを目的として新設された強靱性・持続可能性トラスト（RST）への最初の貢献国の一つとなる等、IMFの活動を積極的に支援しました。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ IMFの組織の在り方に関しては、IMFの正統性、有効性、信頼性を高めるために、IMFスタッフの出身地域、学業・職業の経歴等、多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを引き続き主張しました（IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員数等）については、参考指標6参照）。 <p>【ASEAN+3等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、アジア地域では、ASEAN+3（用語集参照）（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ（用語集参照）をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました（詳細は政6-1-3参照）。 <p>上記実績の通り、国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために重要な国際的な取組を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p>	
--	--	--	--

施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>国際金融システムの安定に関しては、G7やG20における国際的な議論・取組に積極的に参画しました。</p> <p>G7では、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、多国間協調を推進する必要性を強調するとともに、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など、国際秩序の根幹を守るための行動を協調して取りました。また、世界経済・金融市場の動向、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等について、活発な議論が行われ、声明の形でG7としての共通理解を示しました。特に、2023年1月以降は、議長国として、上記アジェンダに加え、脱炭素時代における強靱なサプライチェーン構築など、経済の強靱性と効率性の両立に向けた議論を牽引したほか、GDPで測る経済成長だけでなく、多様な価値を踏まえた経済政策の推進の必要性を主張し、G7における議論を主導しました。G20においても、ロシアのウクライナに対する侵略戦争によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論が行われました。我が国は、これらの議論に積極的に参画するとともに、IMFを通じた国際金融システムの安定の実現に向けて、G20が主導的な役割を果たすことに貢献しました。</p> <p>IMFの関連では、我が国は、新規配分されたIMFの特別引出権（SDR）を脆弱国に融通する取組について、配分額の20%を貢献することとし、気候変動や保健等の長期的な国際収支上の課題に対応することを目的として新設された強靱性・持続可能性トラスト（RST）への最初の貢献国の一つとなる等、IMFの活動に積極的に貢献しました。</p> <p>アジア地域では、ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ（用語集参照）をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました。</p> <p>以上の通り、測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政6-1-2に係る参考情報

参考指標1：国際通貨基金（IMF）への主要国出資

国名	出資額（億SDR）	シェア（%）
米	829.9	17.43
日	308.2	6.47
中	304.8	6.40
独	266.3	5.59
英	201.6	4.23
仏	201.6	4.23

（出所）IMF公表統計等

（注）SDR（Special Drawing Right）は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1SDR＝約1.35米ドル（令和5年3月現在）

参考指標2：IMFの融資状況（令和5年3月末現在）

（単位：億SDR）

一般資金勘定融資残高（借入国：54か国）	987.3
譲許的融資残高（借入国：60か国）	164.8

（出所）IMFウェブサイト（<http://www.imf.org>）

参考指標3：IMFに対する融資貢献の状況（令和5年3月末現在）

（単位：億SDR）

PRGTに対する貢献額	82
NABに対する貢献額	670
バイ融資に対する貢献額	187

参考指標4：IMFのキャパシティ・ビルディングの実施状況

（単位：百万ドル）

	2019財政年度	2020財政年度	2021財政年度	2022財政年度
自己資金	147	142	131	101
外部資金	178	168	118	141

（出所）IMF公表統計等

参考指標5：IMFのサーベイランス実施状況

年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
二国間	136	119	129	36	126
多国間	19	19	22	19	19

（出所）IMF Annual Report、<https://www.imf.org/external/research/index.aspx>

参考指標6：IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員数等を含む）

	平成30年4月	31年4月	令和2年4月	3年4月	4年4月
日本人職員数	61(19)	63(20)	65(21)	66(23)	70(24)
日本人幹部職員数	6	6	6	5	5
日本人比率	2.64%	2.70%	2.70%	2.73%	2.79%

（出所）IMF公表統計等

(注1) () 内は女性職員数。

(注2) 日本人幹部職員数は、審議役以上を指す。

(注3) マネジメントを含み、サポートスタッフを除く。

参考指標7：IMFのセーフティネットの規模

(単位：10億SDR)

出資額	319
NAB	285
バイ融資	109

(出所) IMFウェブサイト (<http://www.imf.org>)

(注) 令和4年6月24日現在の融資能力を指す。

参考指標8：チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額

		貢献額 (億ドル)		貢献割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル)
日中韓		1,920.0		80.00			1,194.0
中国	中国 (香港除く)	768.0	684.0	32.00	28.50	0.5	342.0
	香港		84.0		3.50	2.5	84.0
日本		768.0		32.00		0.5	384.0
韓国		384.0		16.00		1	384.0
ASEAN		480.0		20.00			1262.0
インドネシア		91.04		3.793		2.5	227.6
タイ		91.04		3.793		2.5	227.6
マレーシア		91.04		3.793		2.5	227.6
シンガポール		91.04		3.793		2.5	227.6
フィリピン		91.04		3.793		2.5	227.6
ベトナム		20.0		0.833		5	100.0
カンボジア		2.4		0.100		5	12.0
ミャンマー		1.2		0.050		5	6.0
ブルネイ		0.6		0.025		5	3.0
ラオス		0.6		0.025		5	3.0
合計		2,400.0		100.00			2,456.0

施策	政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進	
測定指標（定性的な指標） 実績及び目標の達成度の判定理由	[主要]政6-1-3-B-1：アジアの金融市場における安定のための地域金融協力への取組	
	目標	<p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブ、SEADRIF等の地域金融協力を積極的に推進していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠） アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。</p>
	達成度	<p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスについては、令和4年5月12日にバーチャル形式で開催された同会議をはじめ、チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）の強化や、ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス（AMRO）の能力強化、アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）及びSEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）を含む災害リスクファイナンス（DRF）の推進等、地域金融協力強化のための議論を主導しました。</p> <p>【CMIM】</p> <ul style="list-style-type: none"> CMIMについては、令和3年3月に要請国・供与国双方の自発性及び需要に応じて供与国が提供する外貨をドル以外の域内通貨にも拡大したことを受け、（1）同会議において、域内各国の自ら発行する通貨（自国通貨）による支援に関する指針の策定が歓迎されると共に、（2）自国通貨以外の域内通貨（第三国通貨）による支援に関する指針を策定しました。 また、令和5年1月より、インドネシアとともにASEAN+3共同議長国として、自然災害やパンデミック等の危機の際に参加国がより機動的に活用できる新たな支援ツールの検討等、地域金融取極の強化に向けて本格的な議論を開始しています。 <p>【AMRO】</p> <ul style="list-style-type: none"> AMROについては、2030年までを見据えた戦略的方向性を見直しを行い、AMROが事務局を務めるCMIMの新しい在り方やAMROの組織力強化についての取り組みに係る指針を策定したほか、給与パッケージの策定、AMROのASEAN+3財務トラックにおける事務局の支援の明確化や域内シンクタンクネットワークについての議論を推進しました。 <p>【ABMI】</p> <ul style="list-style-type: none"> 更に、ABMIについては、令和元年5月に策定した中期ロードマップを踏まえ、CGIF（信用保証・投資ファシリティ：用語集参照）において、グリーンボンド等に係る現地通貨建て債券に対する保証を推進するなど、中期ロードマップに基づく取組を進めました。また、デジタルやグリーンといった潮流を踏まえて今後取り組む重点分野等を盛り込んだ新たな中期ロー

	<p>ドマップの策定作業を進めました。</p> <p>【DRF】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、ASEAN地域の自然災害リスクへの財務強靱性を強化させることを目的とするSEADRIFについては、低所得国を対象とした自然災害保険に次ぐ第2の取組として、中所得国向けの公共財産保護プログラムの具体化を各国と議論しながら進めています。 ・ また、ASEAN+3の金融協力の新たな柱として、災害リスクファイナンスを全メンバーが参加する定例議題に格上げできるよう、アクションプラン策定等の議論を主導しました。 <p>【金融デジタル化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、金融デジタル化について、域内でデジタル通貨等の取組みが急速に進められる中、新たな機会と課題や、既存の地域金融協力に及ぼす影響の分析、金融協力の今後の在り方に関する提言などをまとめたレポートを作成し、議論を主導しました。 <p>上記実績の通り、アジア地域での金融協力の強化を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p>	
<p>[主要] 政6-1-3-B-2 : アジア各国との二国間金融協力の取組</p>		
<p>目 標</p>	<p>金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ取極の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域の金融安定強化・各国との関係強化を図る上で重要なためです。</p>	<p>達成度</p>
<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>二国間財務・金融協力に関しては、ASEAN諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組みについて、金融機関と連携して、当該枠組みを活用した取引動向の把握に努めるほか、他のASEAN域内におけるニーズの検討を行うなど、二国間金融協力の強化に向けて取組を進めました。</p> <p>また、令和4年6月には、インドとの従来の審議官級の対話を財務官級に格上げして、日印財務協議を開催しました。</p> <p>上記実績の通り、アジア各国との二国間金融協力の取組を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p>	<p>○</p>
<p>政6-1-3-A-1 : ASEAN+3における現地通貨建て債券による資金調達状況（現地通貨建て債券市場の債券残高の対前年比）</p>		

年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値	—	—	—	—	100%以上	○
実績値	112.5%	112.5%	118.1%	112.7%	109.9%	
<p>(注) ASEAN主要6ヵ国及び中韓の、歴年年末時点及びその前年末時点の現地通貨建て債券の残高について、同一の為替レート(当該暦年末時点の為替レート)により米ドル換算した上で対前年比を測定 (出所) AsianBondsOnline (令和5年4月12日時点の公表値)</p> <p>(目標値の設定の根拠) アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行促進を進めていくことが重要であることから、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比100%以上を目標値として設定します。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 現地通貨建て債券残高については、令和4年度において、目標値である「対前年比100%以上」を達成したため、本測定指標の達成度を「○」としました。</p>						

施策についての評定	s 目標達成
<p>評定の理由</p> <p>地域金融協力に関しては、令和4年5月にバーチャル形式で開催されたASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、CMIM/地域金融取極の強化、AMROのサーベイランス能力の強化、ABMIの推進等地域金融協力強化のための議論を主導したほか、DRFや金融デジタル化に関する取組を着実に進めました。</p> <p>二国間財務・金融協力に関しては、ASEANや東アジアの複数の国と、マクロ経済状況や金融市場にかかる取組み等について、意見交換を行いました。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間で行っている現地通貨の利用促進に係る協力枠組を強化に向けて議論するなどアジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s 目標達成」としました。</p>	

政6-1-3に係る参考情報

参考指標1：チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額【再掲（施策6-1-2：参考指標8）】

参考指標2：日本—AMRO特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数

平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
5	10	2	11	13

(出所) 国際局地域協力課調 (令和4年3月時点)

参考指標3：アジア諸国との二国間通貨スワップ取極

	インドネシア	フィリピン	シンガポール	タイ	マレーシア	インド
契約日	令和3年10月14日	令和4年1月1日	令和3年5月21日	令和3年7月23日	令和2年9月18日	令和4年2月28日
スワップ額	日→尼：227.6億ドル相当	日→比：120億ドル相当	日→星：30億ドル相当	日→泰：30億ドル相当	日→馬：30億ドル	日→印：750億ドル相当
	—	比→日：5億ドル	星→日：10億ドル	泰→日：30億ドル	馬→日：30億ドル	印→日：750億ドル相当

(出所) 国際局地域協力課、国際局調査課調 (令和4年3月時点)

参考指標4：サーベイランス実施状況（ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数（代理レベル含む））

平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
3	3	3	3	3

施策 政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関する資金等による国際金融システムの濫用への対応	[主要]政6-1-4-B-1：テロ資金・マネーロンダリングへの国際的な枠組の中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等	
	測定指標（定性的な指標） 目標	国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。 また、国際社会と協調し、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関するFATF勧告の実施等を関係省庁等と協力して推進していきます。 更に、金融機関等における外為法等の遵守態勢の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を図るため、適切に外国為替検査を実施していきます。 （目標の設定の根拠） 国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF勧告の着実な実施等が、国際金融システムの安定に資するためです。

**実績及び目標
の達成度の判
定理由**

【外為法に基づく措置等】

国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等（以下「テロリスト等」といいます。）に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。

- ・ テロリスト等に対しては、平成13年9月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、令和4年度においては、1個人・団体を措置の対象に追加しましたが、措置の解除対象となる個人・団体はありませんでした。これにより、同年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているテロリスト等は、計517個人・団体となりました（参考指標1参照）。
- ・ このうち、タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置については、F A T F 勧告を踏まえ、令和3年5月より、国連安保理制裁委員会による制裁対象者の指定から24時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講ずる制度を導入し、同年6月以降、累次にわたり実施しました。また、北朝鮮及びイランに関しては、F A T F 全体会合において採択された資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明を金融機関等に周知し、引き続き適切な対応を求めました。
- ・ 更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行等に対する資産凍結や、対外直接投資規制、サービスの提供に係る規制等の措置を累次にわたり実施しています。上限価格を超えて取引されるロシア産原油及び石油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ）は、ロシアの歳入を減少させつつ、世界的なエネルギー市場の安定の確保を目的とした新規の措置であり、ロシアの戦争遂行能力の低下に一定の効果を与えているものですが、当該措置の導入に際して、関係各国・国内関係省庁・民間企業との調整を主導し、原油については令和4年12月5日、石油製品については令和5年2月6日から実施しています。
- ・ また、令和4年3月11日のG7首脳声明を受け、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を更に強化するための法的手当てを講ずるための改正外為法が同年4月20日に国会において可決・成立されました。その後、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）の改正により、電子決済手段（いわゆるステーブルコイン）及び電子決済手段等取引業者が新設されることを踏まえ、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号。以下、F A T F 勧告対応法）」により、電子決済手段に暗号資産と同様の規制を課すとともに、外為法の適用を受ける金融機関等に対し、主務大臣が定める遵守基準に従って外為法上の確認義務を適切に履行する態勢の整備義務を課す等の措置を講じるための改正外為法が令和4年12月2日に国会において可決・成立されるなど、引き続き制裁の実

効性強化に取り組んでいます。

【F A T F 勧告の実施等】

このほか、F A T F の枠組みに関する国内外の以下の取組に積極的に参画し、F A T F 勧告の実施に係る有効性を高める取組を実施することで、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進しました。

- ・ 国際基準の策定や履行確保を担うF A T F の関連会合に出席し、次期相互審査の枠組みや実質的支配者情報等にかかる国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、世界全体で有効なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を講じるため、非F A T F 加盟国のF A T F 基準の履行確保を担うF A T F 型地域体の支援等を行っており、特にアジア太平洋地域のF A T F 型地域体（A P G : Asia Pacific Group on Money Laundering）が行う活動を支援しています。
- ・ 国内では、令和3年8月に公表されたF A T F 第四次対日相互審査報告書を契機として、政府一体となって対策を進めるべく財務省・警察庁を共同議長として設置した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組みを活用しつつ、同会議が、令和3年8月に決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」や、令和4年5月に決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」に沿って対策を推進しています。また、F A T F 第四次対日相互審査の勧告等に適切に対応する観点から、令和4年12月に成立したF A T F 法の施行や、関係省庁の連携による各種対策の強化にも精力的に取り組んでいます。更に、財務局とも連携し、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施のため、「外国為替検査ガイドライン」（注）に基づき、116件の外国為替検査を行いました。

（注）外国為替検査ガイドラインは、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプローチを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。

【外為法に基づく措置の着実な実施のための取組】

金融機関における外為法の遵守体制の整備・強化を図るとともに、経済制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を図るため、適切に外国為替検査を実施しました。具体的には、計220の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、これにより把握された金融機関のリスクやロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえ、金融機関に対する外国為替検査を実施しました。

また、外国為替検査等で特定した課題やベストプラクティスについて、金融機関へ周知するとともに、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、外国為替検査の実効性を高め、金融機関における外為法等の遵守体制の整備・強化を促進しました。

上記に関する事項も含め、令和4年度は、経済制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施に係る説明会を13件実施しました。

		<p>以上のとおり、令和4年度においては、外為法に基づく資産凍結等の措置を行ったほか、F A T F 勧告の実施に係る有効性を高める取組を推進するとともに、これらの着実な実施のための外国為替検査及び対外的な情報発信を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。</p>						
測定指標（定量的な指標）	政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施							
	年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	割合 (%) (b)/(a)	—	—	100.00	100.00	100.00	○
		割合 (%) (b)/(a)	—	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績値	(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	0	1	1	3	2	
		(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	0	1	1	3	2	
<p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値（割合）を設定しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由及び判断基準）</p> <p>令和4年度においては、制裁の対象者等を指定するために新規発出された外務省告示2件について、同日中に財務省告示を改正し、外為法に基づく制裁措置を適時に実施したことから、達成度を「○」としました。</p>								

政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況

年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
オフサイト・モニタリングの実施件数	目標値	-	249	238	238	226	○
	実績値	249	238	226	223	220	
外国為替検査の実施件数	目標値	-	110	110	90	110	○
	実績値	123	109	15	85	116	

(注) オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和2年度の実績を参考に目標値を設定しました。

外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、こうしたリスク評価の結果やロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、検査計画を策定しています。また、検査を実施するにあたっては、外為検査等で特定した課題について検査の着眼点に追加することなどにより、外国為替検査の実効性を高め、金融機関における外為法等の遵守体制の整備・強化を促進しました。

(目標の達成度の判定理由及び判断基準)

令和4年度のオフサイト・モニタリングの実施件数について、令和2年度の実績値を参考に設定した目標値を形式的に下回りましたが、これは金融機関の統合等によりオフサイト・モニタリングの実施対象となる金融機関が令和2年度から6機関減少したこと起因するものです。すべての対象先である外国送金取扱金融機関に対して実施できたことから、達成度は「○」としました。

また、外国為替検査の実施件数について、目標値を110件としていましたが、実績値は116件となり、目標を上回りましたので、達成度は、「○」としました。

政6-1-4-A-3：外国為替検査等に関する説明会の実施状況（外為法令等遵守に係る説明会実施回数）

年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値	-	12	12	12	12	○
実績値	34	15	10	16	13	

(目標値の設定の根拠)

外為法令等遵守に係る説明会については、外為業務の取扱を行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体が主催する機会やオンラインを活用して実施しており、引き続き、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由及び判断基準)

令和4年度において、外為法令等遵守に係る説明会を適切に実施しましたので、達成度は「○」と

	しました。
施策についての評定	s+ 目標超過達成
評定の理由	<p>令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援に断固たる対応をとるため、G7を始めとする国際社会と協調して以下の措置をはじめ金融制裁を迅速かつ適時に実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暗号資産が制裁の抜け穴となることを防ぐため、外為法を改正しました（令和4年4月20日に可決・成立）。 ・ ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行や特定の銀行等に対する資産凍結等の制裁措置を累次にわたり実施しました。 ・ 世界的なエネルギー市場の安定を図りつつ、ロシアのエネルギーによる歳入を減少させるため、一定の価格を超えるロシア産原油及び石油製品の海上輸送等に関連するサービスの提供禁止措置（プライス・キャップ制度）を導入しました。 <p>また、国際金融システムの濫用防止のため、FATF第4次対日相互審査の結果等も踏まえ、外為法に基づく制裁措置をより強化するための態勢整備義務を金融機関等に対し課すとともに、電子決済手段が制裁の抜け穴となることを防ぐべく、外為法を改正しました（FATF勧告対応法の一部として令和4年12月2日に可決・成立）。</p> <p>更に、以上の実効性を確保するため、外国為替検査においては、対ロシア制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に検査等を実施しました。</p> <p>国際社会の先行きが極めて不透明であり、必要な政策的対応を事前に見通すことが著しく困難であった中、「ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結措置等を機動的に実施」するにとどまらず、職員一人一人の業務の最大限の効率化を図りながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プライス・キャップ制度を始めとする新たな制裁措置を実施したことや、 ・ 2度の外為法改正に加え、対ロシア制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえた外国為替検査の実施など、制裁の実効性の確保・強化にも精力的に取り組んだこと等、 <p>状況の変化に迅速かつ柔軟に対応したことを踏まえると、これらの実績は、所期の目標の達成を目指して標準的に事務を行った結果達する程度を明らかに越える水準であると考えられます。</p> <p>以上のとおり、所期の目標を大幅に上回る実績があり、かつ当該施策に係る全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s+ 目標超過達成」としました。</p>

政6-1-4に係る参考情報

参考指標1：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1：参考指標3）】

参考指標2：外国為替検査日程の短縮等を行った検査対象先の割合

	令和3年度
検査日程の短縮等を行った検査対象先の割合	15/116

参考指標 3 : F A T F 関連会合への出席回数

	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度
出席回数	36	41	55	68	60

参考指標 4 : F A T F 勧告に係る演習・研修への参加状況

	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
参加回数	5	2	2	2	3
参加人数	15	2	14	15	18

施策	政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用	
測定指標（定性的な測定指標）	[主要] 政6-1-5-B-1：実効性のある対内直接投資審査制度への取組	
	目標	<p>迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、実効性のある制度の整備と運用に取り組みます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>対内直接投資審査制度の実効性を確保するためには、国内関係省庁や海外当局との連携が重要かつ不可欠と考えられるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>関係省庁や各国当局と連携し迅速かつ適切に審査を実施した他、コア業種の対象追加・執行体制の強化など、実効性のある制度の整備・運用に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対内直接投資審査制度に関して、令和2年5月に改正法が施行され、国内外の行政機関との間での情報交換連携のための規定を整備しました。改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。 また、実効性のある制度の整備・運用のため、経済安全保障推進法において、安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定されたことを受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、肥料（塩化カリウム等）、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、半導体、蓄電池、天然ガス、金属鉱産物、船舶の部品、金属3Dプリンターに係る業種について、令和5年5月、外為法の指定業種のうち、コア業種に追加しました。 加えて、投資審査・事後モニタリングに係る執行体制の強化の観点から、令和5年度予算において、本省5名、財務局7名の定員増を措置したところです。 <p>以上のとおり、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携したほか、必要な人員を確保するなど、実効性のある制度の整備と運用に取り組んだため、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>対内直接投資審査制度に関して、改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。また、経済安全保障推進法において、安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定されたことを受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、半導体製造装置製造業等について外為法の指定業種のうち、コア業種に追加したほか、必要な定員を確保する等、実効性のある制度の整備と運用に取り組みました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s 目標達成」としました。</p>	

政 6 - 1 - 5 に係る参考情報

参考指標 1 : 「我が国への対内直接投資残高」 【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 4)】

<p>評 価 結 果 の 反 映</p>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>今後とも、G 7 や G 20 で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を積極的に行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。</p> <p>世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G 7 や G 20 等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献します。</p> <p>国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。ウクライナ情勢に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMF による脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMF のガバナンス改革や機能強化の議論に積極的に貢献します。</p> <p>ASEAN + 3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMRO の強化及び ABMI を推進していきます。</p> <p>また、ASEAN 諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行っていきます。</p> <p>各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年3月31日法律第22号。以下「犯収法」といいます。)の実効性の確保に加え、政府一体となってマネロン対策等を進めるべく「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を通じて関係省庁間の連携強化を行い、マネロン対策等の国の政策の策定や法人の実質的支配者の透明性向上のための取組等を含む3カ年の行動計画に沿ったFATF第四次対日審査指摘事項への対応及び次期相互審査を見据えた取組の推進、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を引き続き実施していきます。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施していきます。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用していきます。</p> <p>また、令和4年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。</p>
--	---

<p>財務省政策評価懇談会における意見</p>	<p>○ 財務省の評価自体は妥当だと思う。特に国際関係業務については、非常に高い評価だが当然のことだと思う。</p> <p>○ ロシアによるウクライナ侵略を受けた国際社会の断固たる対応において日本が非常に重要な役割を果たしたという点で、「S+」という評価は適切だと思う。</p>
-------------------------	---

政策目標に係る予算額	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	683,925,927	778,652,050	846,931,792	/
		補正予算	△2,395,890	—	—	
		繰越等	—	△14,962	N. A.	
		合 計	681,530,037	778,652,050	N. A.	
執行額(千円)	233,435,180	176,519,961	N. A.			

(概要)

外国為替等の売買に運用される外国為替資金の運営に必要な経費等です。

(注) 令和4年度「繰越等」、「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第204回国会 総理大臣施政方針演説（令和3年1月18日） 成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）
---	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況（月ベース）、外国為替平衡操作実施状況（日ベース）、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況（財務省ウェブサイト）
--	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>G7やG20で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。</p> <p>世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G7やG20等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献しました。</p> <p>国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。ウクライナ情勢に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMFによる脆弱国支援や、二国間及び多国間サーバイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMFのガバナンス改革や機能強化の議論に積極的に貢献しました。</p> <p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進しました。</p> <p>また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行いました。</p> <p>各国・関連国際機関等との協力、外為法及び犯収法の実効性の確保に加え、政府一体となってマネロン対策等を進めるべく「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を立ち上げて関係省庁間の連携強化を行ったほか、マネロン対策等の国の政策の策定や法人の実質的支配者の透明性向上のための取組等を含む3カ年の行動計画を策定し、政府全体の取組を推進しました。また、国際会議への参加を通じたFATFの議論</p>
--------------------------------	--

	<p>への貢献及び国際的なマネロン対策等の情報を積極的に国内関係者に還元したほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を累次にわたり実施しました。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施しました。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用しました。</p> <p>また、令和3年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。</p>
--	--

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	--------------------------------	-----------------	--------

政策目標6-2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

上記目標の概要	<p>世界経済の中で大きな地位を占める我が国として、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の社会経済への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現も含め、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用</p> <p>政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs（用語集参照））を通じた支援等</p> <p>政6-2-3：債務問題への取組</p> <p>政6-2-4：開発途上国に対する知的支援</p>
---------	--

政策目標6-2についての評価結果

政策目標についての評定 **S** 目標達成

評定の理由	<p>ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsや国際的な枠組を通じた開発途上国における経済社会の発展や課題解決のための支援等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>JICAの円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、JBICの出融資等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。</p> <p>ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。</p> <p>MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組むなど、業務の効率化に努めています。</p> <p>（令和4年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アジア開発銀行豊かで強靱なアジア太平洋日本基金（JFPR）への拠出 他22事業 <p>国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルに従い適切に運用し、事業完了後の効果の持続については、継続してモニターすることで、問題点があれば改善するよう努めるとともに、広報機能の強化に努めました。（事業番号0031～0050、0052）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人国際協力機構（JICA）有償資金協力部門への出資 <p>JICAの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事</p>

業の戦略的かつ効率的な執行を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等に基づき、関係機関との連携に一層努めました。融資等に係るリスク管理を通じ、JICAの財務の健全性を引き続き維持するように努めました。また、円借款対象事業の事後評価実施における入札手続の透明性・公正性についても、引き続き確保するように努めました。(事業番号0051)

施策		政6-2-1: ODA等の効率的・戦略的な活用	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政6-2-1-B-1: 円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用		
	目標	<p>円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>JICAを通じて、ウクライナ及び周辺国への財政支援も含めた新興国・開発途上国への着実な支援を実施するなど、ODAの効率的・戦略的な活用に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融資の奨励や円借款・海外投融資の迅速化等、他機関との連携を図りながら制度改善を実施してきました。こうした取組を踏まえ、JICAについては、令和4年度中に計7件、約7,150億円(交換公文(E/N)ベース)の本邦技術活用条件(STEP:用語集参照)による円借款供与や計21件、約1,267億円(承諾額ベース)の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。 また、令和2年4月に創設した「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」では、令和5年3月時点において、計21カ国向けに約6,048億円を供与(交換公文(E/N)ベース)済であり、約6,848億円を事前通報済です。本制度を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。 更に、ロシアによる侵略により困難に直面するウクライナに対し、令和4年6月までに780億円(約6億ドル)の財政支援借款を供与したほか、多くのウクライナ避難民を受け入れている隣国モルドバに対しては、令和5年2月に135億円の財政支援借款供与に関する事前通報を行いました。 <p>以上のとおり、ODAの効率的・戦略的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。</p>	○
	[主要]政6-2-1-B-2: JIBCを通じたその他の政府資金(OOF: Other Official Flows)の効率的・戦略的な活用		
目標	<p>JIBCの機能強化及び他機関との連携を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p>	達成度	

		<p>「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、JBICの実施するOOFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。</p>	
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進するため、JBICの機能強化も行いつつ、JBICの実施するOOFを効率的・戦略的に活用しました。</p> <p>【ファシリティ等を通じた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> JBICは、令和4年度において、GREEN（Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation）で7件、約2,800億円の出融資を承諾するなど気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。また、令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」においては、その期限が終了する令和4年6月30日までに計46件、約6,057億円の出融資等を承諾し、同ファシリティを発展的に改組する形で令和4年7月1日に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和5年3月までに、計91件、約21,379億円の出融資等を承諾しております。こうしたファシリティを活用し、上述のGREENも含め、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動、サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援することで、新興国や途上国の安定的な経済社会の発展に寄与してきました。 <p>【法令改正による機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> さらに、ロシアによる侵略により困難に直面するウクライナの復興を支援するべく、JBICが、国際金融機関が行うウクライナの民間セクター向け融資に保証を付すことができるようにすること等を目的とした、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の改正法案を国会に提出しました。（改正法案は令和5年4月7日成立。） <p>以上のように、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進したことから、達成度を「○」としました。</p>	○
<p>施策についての評定</p>	<p>s 目標達成</p>		
<p>評定の理由</p>	<p>JICAについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、適切な事業規模も確保しつつ、世界銀行等の他機関との連携も図りながら、新型コロナ危機対応緊急支援円借款の供与やウクライナ及び周辺国への支援を行うなど、円借款等の更なる効果的・戦略的な活用を図りました。</p> <p>JBICについては、GREENや、「ポストコロナ成長ファシリティ」とそれを発展的に改組した「グローバル投資強化ファシリティ」を通じて、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進し、法改正による更なる機能強化も進めました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政6-2-1に係る参考情報

参考指標1：開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況

(単位：百万ドル)

	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年
ODA	11,463	10,064	11,720	13,660	15,765
ODA以外の政府資金(OOF)	-2,412	1,380	313	4,898	591
民間資金(PF)	28,173	41,701	42,913	13,309	21,502
非営利団体による贈与	475	522	574	606	636
資金の流れ総計	37,699	53,667	55,519	32,472	38,494

(注1) 支出純額(ネット)ベース。暦年。

(出所) 財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

参考指標2：円借款実施状況【再掲(総5-1：参考指標5)】

参考指標3：円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」(9か月間)の達成率

	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
達成率	54.3%	63.4%	76.7%	64.3%	52.2%

(出所) 外務省調 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html>)

参考指標4：JICAの詳細型事後評価完了案件の分布

2022年度外部評価結果(注1)

(総合評価)(注2)

レーティング	A(非常に高い)	B(高い)	C(一部課題がある)	D(低い)
総合評価	46%	44%	10%	0%

(項目別評価)(注3)

	④非常に高い	③高い	②やや低い	①低い
妥当性・整合性	0%	98%	2%	0%
有効性・インパクト	7%	65%	27%	0%
持続性	15%	45%	40%	0%
効率性	13%	49%	38%	0%

(出所) 財務省国際局開発政策課作成、出典：国際協力機構

(https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2022/ve9qi8000000gdd7-att/all_a3.pdf)

(注1) 端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

(注2) 国際的基準に基づき、①妥当性・整合性、②有効性・インパクト、③持続性、④効率性について評価を実施したうえで、総合評価をA～Dの4段階でレーティング(格付)。2022年度は61件が総合評価の掲載対象。

(注3) 2021年度に評価を開始した案件から新評価基準が適用され、項目別評価の判断基準が変更されているところ、新評価基準を適用した55件についてのみ項目別評価は集計。

参考指標5：国際協力銀行(JBIC)の出融資保証業務実施状況【再掲(総5-1：参考指標6)】

施策	政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画	
	目 標	<p>世界銀行グループ、アジア開発銀行等のMDBs等の主要ドナーとして、業務運営に積極的に参画していきます。具体的には、世界銀行グループやアジア開発銀行等の増資で合意された政策が着実に実施されるよう、我が国としても働きかけていきます。</p> <p>また、今後見込まれる国際開発協会（IDA）の増資交渉において、我が国が開発分野で重視するテーマが重点政策と位置付けられるよう、主要ドナーとして議論を主導していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>我が国は、本年度もMDBsの業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、保健、質の高いインフラ投資、債務持続可能性、防災、気候変動など、我が国が重視する分野においてMDBsとの連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。</p> <p>【国際保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健分野では、パンデミックに対する予防・備え・対応（PPR）の強化が重要であるとの考えのもと、令和4年に世界銀行に設立された平時の予防・備えの強化を支援することを主目的とした基金（パンデミック基金）に、創設ドナーとして計50百万ドルの貢献を表明しました。 また、日本が世界銀行とともに設立を主導した、「保健危機への備えと対応に係るマルチドナー信託基金」(Health Emergency Preparedness and Response Multi-Donor Trust Fund：HEPRTF)に3.7百万ドルを追加拠出し、途上国における感染症への緊急対応と今後の感染症への備えを支援するなど、各MDBsの支援ファシリティや信託基金を通じて支援を実施しました。 <p>【インフラ】</p> <ul style="list-style-type: none"> インフラ分野では、質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクトに反映させるための取組として、平成28年に設置した世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」に、10百万ドルを拠出したほか、他のMDBsにおいても同様の取組を行っています。 更に、アジア開発銀行（ADB）や米州開発銀行（IDB）、アフリカ開発銀行（AfDB）によるJICAとの協調融資の枠組においても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。 加えて、世界銀行東京ラーニングセンター（TDLC）と連携して、質の高いインフラ投資に関する日本の優れた知見の途上国との共有にも努めてきました。

【防災・気候変動】

- ・ 防災分野では、平成26年2月に世界銀行東京事務所に設置された「世界銀行東京防災ハブ」を活用し、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。途上国の国家開発計画や投資プログラムにおける防災の主流化を支援するため、18百万ドルを拠出しました。
- ・ 気候変動分野では、令和3年11月に開催されたCOP26で立ち上げが発表されたADBのエネルギー・トランジション・メカニズム（ETM）は、実施に向けた取組がADBとパートナー国の間で進められており、財務省は本メカニズムへの最初のドナーとして貢献しています。また、対象国の高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するパートナーシップである、「公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：JETP）において、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として米国とともに議論を主導しています。

【ウクライナ支援】

- ・ ウクライナ支援では、世界銀行加盟国の復興又は開発を支援するため同銀行に設けられる基金に対して、国債による拠出を可能とする国際通貨基金及び国際復興開発銀行の加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）の改正法案を国会に提出しました（改正法案は令和5年4月7日に成立）。改正法により、世界銀行に設けられるウクライナ信用補完基金（仮称）に対して50億ドル相当の国債を拠出することで、世界銀行からウクライナに対する追加融資を行うことが可能となります。
- ・ また、令和4年度第2次補正予算で措置された約540億円の関連予算を活用し、世界銀行グループ等に、同国の財政及び復旧・復興を支援するために必要な資金を拠出しました。このうち2,300万ドルを、保険の仕組みを活用してウクライナの民間セクターの活動を支援するため、多数国間投資保証機関（MIGA）が新たに設立した基金に、最初のドナーとして拠出しました。さらに、ウクライナの民間セクター向けに国際金融機関が行う融資にJBICが保証を付すことができるようにするべく、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の改正法案を国会に提出しました。（改正法案は令和5年4月7日成立。）
- ・ また、ウクライナ周辺国支援の一環として、国際復興開発銀行（IBRD）に供与した円借款を活用し、グローバル譲許的資金ファシリティ（GCF）を通じて、多くのウクライナ避難民を受け入れているモルドバに対し、その世銀への金利支払い負担軽減のため、約17百万ドルの支援をすることとしました。

こうした分野別の取組に加え、IDA20やAfDF16の増資交渉に積極的に参画することを通して、我が国が重視する分野が重点政策に位置づけられるよ

	<p>う努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界銀行グループで低所得国向け支援を行う I D A については、我が国が各国に先がけて議論の開始を呼びかけるなど議論を提案・主導し、I D A 第 20 次増資 (I D A 20) において、歴史上初めて 1 年前倒しの上、令和 3 年 12 月に増資に合意しました。I D A 20 では、我が国のリーダーシップを反映し、我が国が重視する開発課題である新型コロナウイルス感染症パンデミックへの対応やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (U H C : 用語集参照) の推進を含む保健システムの強化、自然災害に対する強靱性、質の高いインフラ投資、債務の透明性・持続可能性等が重点課題に位置付けられています。また、令和 4 年 9 月には、I D A 20 の増資期間の開始 (令和 4 年 7 月より) にあたり I D A 20 ローンチイベントを我が国で開催し、途上国の政府高官や、世界銀行幹部が多数来日し、日本が重視する開発課題が反映された重点政策についての重要性が認識されました。 また、令和 4 年 12 月には、サブサハラ・アフリカ地域の低所得国向け支援を行うアフリカ開発基金 (A f D F) について、3 年に一度の増資が合意されました (第 16 次増資 (A f D F 16)) 。 A f D F 16 においては、アフリカ開発銀行自身の実施能力向上を促すとともに、質の高いインフラ投資や保健、債務持続可能性等、我が国が重視する開発課題が重点政策に位置付けられました。 <p>その他、M D B s における日本人職員の採用も推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> A D B 総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関 (M I G A) 長官、世界銀行開発金融担当副総裁 (所掌事項には国際開発協会 (I D A) 増資を含む) 等、日本人は様々な M D B s で幹部として貢献しています。日本政府としては、M D B s において、日本人職員が一層活躍することを目指し、各 M D B s と協力しながら、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの実施を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。 <p>上記実績を踏まえ、達成度は「○」としました。</p>	
	政6-2-2-B-2 : U H C 実現に向けた戦略的な取組への積極的な参画	
	<p>我が国が国際的取組を先導している U H C の実現に向けた議論に積極的に参画していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>開発途上国等の持続的な経済発展のためには、U H C の実現が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加と U H C 実現に向けた取組の推進が必要であるためです。</p>	達成度

測定指標 (定性的な測定指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) は、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標 (SDGs) のターゲットの一つとして挙げられています。令和元年の日本議長下のG20では、UHCの推進に向けた保健財政の構築に当たり財務当局が考慮すべき事項について、「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」(G20共通理解文書)を取りまとめました。令和4年度においても、開発途上国等の持続的な経済発展のために重要なUHCの実現に向けて、積極的な発信・議論への参加を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> UHCの推進に当たっては、MDBsの主要ドナーとして、世界銀行等と連携して、開発途上国におけるUHC推進のイニシアティブを積極的に進めています。その一環として、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、パンデミックに対する予防・備え・対応の強化のためのUHC推進の重要性について、引き続き国際的な発信を行い、UHC実現に向けた取組を通じた感染症への備えと対応の向上が持続的な経済成長に不可欠であるとの理解の普及に取り組みました。こうした日本の取組もあり、令和4年のインドネシア議長下のG20では、日本議長下での第1回に続く4回目となる「G20財務大臣・保健大臣合同会議」が開催され、UHCの達成促進に向けた取組の重要性などが確認されました。 また、パンデミック基金(既述)の設立が歓迎されるとともに、財務・保健当局の連携強化等を目的として令和3年に設立された「G20財務・保健合同タスクフォース(JFHTF)」が複数年の計画に基づきマニフェストを延長され、次年において、同タスクフォースで、過去の財務・保健の連携のベストプラクティスや経験の共有、パンデミックによる経済リスクと脆弱性、及びそれらを軽減する方法の分析等を実施することが確認されました。 さらに、令和5年5月のG7財務大臣会合に向け、UHCの推進をはじめとする平時からの取組に加えて、保健危機が実際に発生した際に、迅速に資金を供給できるサージ・ファイナンスの構築の必要性について、G7・G20等において議論を主導しました。 <p>上記実績を踏まえ、達成度は「○」としました。</p>	○
	政6-2-2-B-3：地球環境保全に向けた議論への積極的な参画		
目 標	<p>我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ (Global Environment Facility: GEF)、気候投資基金 (Climate Investment Funds: CIF) 及び緑の気候基金 (Green Climate Fund: GCF) の運営に係る議論に積極的に参画していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>気候変動等の地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における地球環境の保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。</p>	達成度	

	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>各基金の意思決定機関である評議会（GEF）、運営委員会（CIF）、理事会（GCF）の会合や、令和4年11月に開催されたCOP27でのGEFとGCFに関する事項についての会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画しました。また、令和4年6月に評議会承認されたGEF第8次増資に係る会合にも参加し、次期増資期間におけるGEF運営に係る議論を他のドナー国と連携しリードしました。さらに、CIFの資本市場メカニズムの運用化に向けてCIF事務局や他のドナー国との議論に積極的に参加しています。</p> <p>また「公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：JETP）において、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として米国とともに議論を主導しています。</p> <p>このほか、ADBのエネルギー・トランジション・メカニズム（ETM）において、最初のドナーとして本取組への支援に関する議論に参画しています。</p> <p>上記実績を踏まえ、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>MDBsを通じた支援に関しては、MDBsの業務運営についての議論に積極的に参画し、我が国が融資政策において重点政策と位置付けるテーマをMDBsの政策に反映させるとともに、そうした分野における日本とMDBsの間の連携を深めることができました。</p> <p>新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）を含む、強靱で持続可能な保健財政枠組を構築するための、財務・保健当局の連携強化やUHCの達成に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、積極的にG20等の国際的な議論を主導することができました。</p> <p>国際社会が一丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、地球環境ファシリティ（GEF）や緑の気候基金（GCF）等多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画し、業績指標の目標値を達成しました。また、公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）において、インドネシアを対象としたパートナーシップ立上げのための議論を主導し、気候変動対策の進展に貢献しました。このほか、ADBのエネルギー・トランジション・メカニズム（ETM）への支援に関する議論に参画しました。</p> <p>ウクライナ支援については、MDBsの知見を活用しつつ、膨大な支援ニーズに応えるため、世界銀行を通じた財政効率的な形での支援を行うことを可能とするための法改正等を進め、国際社会全体としての支援に貢献しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政6-2-2に係る参考情報

参考指標1：国際開発金融機関（MDBs）に対する主要国の出資

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多数国間投資保証機関 (MIGA)
日 (順位)	7.9% (第2位)	17.1% (第2位)	8.3% (第2位)	5.1% (第2位)
米	16.7	19.4	20.0	18.4
独	4.3	9.9	5.3	5.0
英	4.1	12.4	4.7	4.8
仏	4.1	7.1	4.7	4.8
	アジア開発銀行			
	通常資本 (OCR)		アジア開発基金 (ADF)	
日 (順位)	15.6% (第1位)		38.5% (第1位)	
米	15.6		13.2	
独	4.3		5.6	
英	2.0		4.1	
仏	2.3		5.1	

	米州開発銀行グループ		
	米州開発銀行		米州投資公社 (IIC)
	米州開発銀行 (IDB)	多数国間投資資金 (MIF)	
日 (順位)	5.0% (第5位)	34.6% (第1位)	3.7% (第8位)
米	30.7	33.0	12.9
独	1.9	—	0.9
英	1.0	1.3	—
仏	1.9	0.8	1.8

	アフリカ開発銀行グループ		欧州復興開発銀行 (EBRD)
	アフリカ開発銀行 (AfDB)	アフリカ開発基金 (AfDF)	
日 (順位)	5.4% (4位)	10.0% (4位)	8.6% (第2位)
米	6.5	11.0	10.1
独	4.1	10.5	8.6
英	1.9	10.7	8.6
仏	3.7	10.0	8.6

(出所) 各機関年次報告書等（令和5年5月末現在における最新版）。

(注) 多数国間投資資金（MIF）の出資シェアに関しては、直近の増資に係る手続きが各国とも完了した場合の数字。

参考指標 2 : 国際開発金融機関 (MDBs) 等に対する拠出金 (単位: 億円)

	30年度	令和元年 度	2年度	3年度	4年度
MDBs	286.9	240.5	615.6	440.1	824.7
世界銀行グループ	187.6	150.1	347.7	270.5	710.0
アジア開発銀行	74.4	64.8	234.0	132.9	69.1
米州開発銀行	13.5	13.3	18.8	20.5	18.4
アフリカ開発銀行	5.0	5.5	5.7	6.2	8.3
欧州復興開発銀行	6.5	7.0	7.1	9.9	18.9
IMF 拠出金	34.7	37.3	312.8	112.1	178.7
合計	321.7	277.8	926.0	555.2	1,003.5

(出所) 国際局開発機関課及び国際機構課調

参考指標 3 : 国際開発金融機関 (MDBs) の活動状況

世界銀行 (セクター別融資等承諾額) (単位: 億ドル)

	30年	令和元年	2年	3年	4年
農業・漁業・林業	40.0	38.2	37.5	41.7	76.2
教育	45.2	36.4	51.7	56.0	34.3
エネルギー・採取産業	71.1	63.2	52.7	61.8	67.7
金融セクター	13.1	31.7	42.4	57.4	32.2
保健	42.7	34.1	82.8	64.5	105.2
産業・貿易・サービス	54.1	43.2	49.2	52.0	42.3
情報通信技術	7.4	13.9	20.9	19.2	17.5
行政	72.0	84.4	85.5	112.4	126.8
社会的保護	42.0	42.8	89.7	111.5	82.4
運輸	35.3	31.9	34.6	46.4	82.0
水・衛生・廃棄物処理	47.2	31.4	36.5	42.6	41.4
合計	470.1	451.2	583.4	665.5	708.0

(出所) 世界銀行年次報告書

(注1) 世界銀行の年度は、前年7/1～当年6/30。

(注2) 国際復興開発銀行 (IBRD) 及び国際開発協会 (IDA) の合計。

アジア開発銀行（セクター別融資等の額）

（単位：億ドル）

	30年	令和元年	2年	3年	4年
農業・天然資源	23.4	22.7	12.8	14.9	22.2
エネルギー	50.7	26.3	42.9	18.4	14.5
金融	19.9	21.6	46.1	41.2	56.9
産業・貿易	6.1	5.8	22.2	7.2	2.4
教育	16.3	11.3	10.7	9.8	8.0
保健・社会保障	5.2	6.4	35.1	58.8	8.2
給水・衛生・廃棄物処理	21.9	12.2	18.6	19.9	11.0
運輸・通信	49.7	80.8	31.8	34.5	44.3
公共政策	22.6	29.5	95.6	22.9	37.3
多目的	0	0	0.1	0.1	0.1
合計	215.8	216.4	315.9	227.6	204.7

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注1）アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

（注2）アジア開発基金分を含む。

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀 行グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	（令和3年12月）	218	136	20	11	19
	（令和4年12月）	225	134	22	12	20
日本人幹部職員数（令和3年12月）		5	26	3	3	1
日本人比率（令和3年12月）		3.3%	10.3%	1.1%	1.7%	0.8%

（出所）各機関資料、理事室調べ

参考指標4「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】

参考情報

(1) JICA円借款業務

イ JICA円借款の供与実績

令和4年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で2兆2,626億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、インフラシステム海外展開戦略2025等の趣旨も踏まえ、日本の優れた技術・ノウハウをできるだけ活用しつつ、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう取り組みました。アジア地域に対する円借款供与額は約17,090億円で、円借款供与総額の約76%であり、主な供与国は、インド、フィリピン、及びバングラデシュでした。

ロ MDBsとの協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等のMDBsの専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、円借款とMDBsの協調融資を行っています。

① EPSAイニシアティブ

我が国は、これまで、アフリカの持続可能で包摂的な成長のため、アフリカにおける民間セクター開発を包括的に支援しており、令和元年8月に開催されたTICAD7においては、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブEPSA4（エプサ：Enhanced Private Sector Assistance

for Africa)を表明しました。

この枠組の下、借入国の債務持続可能性に十分配慮しつつ、質の高いインフラの整備等を通じ、アフリカにおける民間主導の経済成長を推進しています。

② IDB協調融資スキーム（CORE）

中南米地域における質の高いインフラ投資を支援するため、IDBと協調融資を行う枠組として、平成24年以降、CORE（コア:Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency）を推進しています。

借入国の債務の持続可能性に十分配慮しつつ、令和3年3月の改定（名称もCofinancing for Renewable Energy and Energy EfficiencyからCooperation for Economic Recovery and Social Inclusionに変更）以降は、これまで支援してきた再生エネルギーなどの分野を中心とした質の高いインフラ投資に加え、保健・防災への取組も重視していきます。また、IDB Invest・IDB Labとの協力も推進していきます。

③ 新型コロナ危機対応緊急支援円借款

令和2年度に創設し、令和3年度に拡充した本借款において、多くの案件でMDBsとの協調融資を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。

（2） JICA海外投融資業務

JICAの海外投融資は、開発途上国において、民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけでは対応が困難な場合に、「出資」と「融資」という2つの資金面から支えるものです。令和4年度は、開発効果の高い案件の着実な実施、実施体制や案件選択の方法等について随時レビュー等に努めました。

参考指標5「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】

参考情報

国際協力銀行（JBIC）業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業の促進、国際金融秩序の混乱の防止・その被害への対処に努めており、令和4年度のJBIC出融資および保証の承諾額合計は約23,152億円でした。

参考指標6：国際協力銀行（JBIC）によるサムライ債発行支援の実績（令和4年度）

（単位：億円）

支援形態	発行体	サムライ債発行額
一部取得	メキシコ合衆国政府	756

施策	政6-2-3: 債務問題への取組	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政6-2-3-B-1: 債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画	
	目標	<p>債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF（国際通貨基金：用語集参照）、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づくDSSI及び「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことが重要であるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>【債務透明性・債務持続可能性確保の取組】</p> <p>債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、IMF・世界銀行やG7・G20、パリクラブ等の国際的枠組における議論に、以下の通り積極的に参画しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G20やパリクラブにおいて、累積債務問題に直面する開発途上国についての情報交換を積極的に行いました。 ・ また、IMF・世界銀行の各信託基金（「決定のためのデータ基金」・「債務管理ファシリティ」）等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等の実施に向けた取組に貢献しました。 ・ さらに、G7において、債権国が世界銀行に債権データを共有し、データ突合を実施して正確な債務データを確保する取組みを、G7議長国として日本が主導するとともに、G20においては、国際金融機関への債権データ共有状況に関する自発的な確認作業に参加し、債務の透明性・正確性の向上に大きく貢献しました。 <p>【「共通枠組」及びその他債務再編プロセス等への積極的参画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G20及びパリクラブは、令和2年11月にG20及びパリクラブが合意した、「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」対象国に対する債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」（以下、「共通枠組」）について、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現を目指し、具体的な債務措置に向けた議論に積極的に参画しました。「共通枠組」の下で初めて、チャドの債務措置が完了し、新たにガーナが要請国に加わるなど、「共通枠組」の個別国の協議が続いており、一連の議論に参加し、債権国の一員としてプロセスの進展に努めました。 ・ また、「共通枠組」対象外の中所得国、とりわけスリランカの債務問題についても、インドやフランス等の主要債権国や国際機関と緊密に連携し、債権国が協調した形で債務再編を進めることを目指して、バイやマルチの会合で、我が国の考えを説明し、プロセスを主導しております。 ・ 更に、IMF・世界銀行が主催する債務問題に関するラウンドテーブルに参
		達成度

	<p>加し、国際金融機関・債権国・債務国等の全ての主要な関係者が、建設的な態度で議論に臨み、債務問題への理解が促進されるよう、努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ロシアによる侵略により困難に直面するウクライナに対しては、同国の国債保有者が、支払期限が到来した債務支払を猶予し、支払期限を延長する旨のウクライナからの要請に同意することを促すことを目的に、我が国を含む公的債権者グループ/債権国グループは、ウクライナの公的債務の支払を猶予することに合意しました。 <p>上記実績を踏まえ、達成度は「○」としました。</p>	
--	--	--

施策についての評価	s 目標達成
------------------	--------

評価の理由	<p>我が国は引き続き、IMF・世界銀行、G7・G20やパリクラブ等の国際的枠組における議論に積極的に参画するとともに、債権国が世界銀行に債権データを共有する取組みをG7議長国として主導し、G20においては、国際金融機関へのデータ共有状況に関する自発的な確認作業に参加するなど、債務透明性の向上、貸付慣行の改善に向けた取組に積極的に貢献しました。</p> <p>また、パリクラブにおいては、累積債務問題に直面する開発途上国に関し、積極的に情報収集に努めました。更に、「共通枠組」のプロセスの進展に貢献するとともに、「共通枠組」対象外の中所得国であるスリランカについては、債務問題の解決に向けて、我が国が主導してプロセスを進めています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

施策	政6-2-4：開発途上国に対する知的支援
-----------	-----------------------------

測定指標 (定量的な指標)	[主要]政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合） (単位：%)						
	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	○
	実績値	96.9	99.0	99.0	99.6	99.1	
<p>(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調</p> <p>(注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」と回答した者の割合。</p> <p>(注2) 数値（割合）はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したものである。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。</p>							

施策についての評価	s 目標達成
------------------	--------

評 定 の 理 由	<p>税関では、通関制度・税関手続の簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構：用語集参照）等とも連携して、オンラインによる方式も積極的に併用した技術支援を実施しました。</p> <p>財務総合政策研究所では、令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、オンライン形式で、開発途上国が抱える政策課題等に関するセミナーを提供しました。その際、講義内容の一部を変更する等の工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました。また、海外の研究機関と、オンラインを活用したワークショップを開催し、経済・財政政策等の分野での相互理解を深めました（参考指標参照）。</p> <p>実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
----------------------------------	---

【財務総合政策研究所による知的支援】

令和 4 年度の実施状況	
財政経済セミナー	<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施するものです。新型コロナウイルスの影響により、昨年度と同様、令和 4 年度もオンライン形式のセミナーを提供しました。
中央アジア・コーカサスセミナー	<ul style="list-style-type: none"> 中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アルメニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン及びトルクメニスタンの財務省職員等を受け入れるものです。新型コロナウイルスの影響により、昨年度と同様、令和 4 年度もオンライン形式のセミナーを提供しました。
海外の研究機関との交流	<ul style="list-style-type: none"> インドやASEAN等の研究機関と、経済・財政等に関するワークショップの開催等を行いました。

【財務省関税局による知的支援】

令和 3 年度の実施状況		
受入研修	二国間援助経費	<ul style="list-style-type: none"> ASEAN地域やアフリカ地域に対し、関税評価や人材育成等の分野において、オンラインによる方式も併用し、相手国の支援ニーズに可能な限り応じた技術支援を実施しました。
	JICAプログラム	<ul style="list-style-type: none"> JICAと協力して、開発途上国の税関職員を対象に、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー等をオンラインによる方式も併用して実施しました。
	WCOプログラム	<ul style="list-style-type: none"> WCOに加入している開発途上国の税関職員を対象に、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修等を実施しました。 WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域ワークショップを実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	<ul style="list-style-type: none"> ASEAN地域に対し、事後調査等の分野において、オンラインによる方式も併用し、相手国の実情に即した技術支援を行いました。
	JICAプログラム	<ul style="list-style-type: none"> カンボジア関税消費税総局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、派遣された長期専門家と連携し、相手国の支援ニーズを把握した上で、オンラインを併用したワークショップ開催等の技術支援を行いました。
	WCOプログラム	<ul style="list-style-type: none"> WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、WCOが実施する開発途上国の税関職員の技術的な能力向上を目的にオンラインによる方式を併用して実施された地域ワークショップ等への専門家の参加を介して、日本の経験共有等を行いました。 WCOが、JICAの協力を得て実施する西部アフリカ、東・南部アフリカ諸国及び太平洋島嶼国の税関職員を教官に養成することなどを目的としたプログラム(マスタートレーナープログラム)において開催されたワークショップ等に専門家を派遣し、技術支援を行いました。

参考指標：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

[受入研修・セミナーの実績]

（単位：件、人）

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
案件数	財務総研	2	3	0	2	4
	関税局	30	24	3	9	21
	合計	32	27	3	11	25
受入人数	財務総研	38	38	0	17	416
	関税局	289	229	20	182	218
	合計	327	267	20	199	634

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注）新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の受入研修はすべてオンラインで実施し、令和4年度も一部オンラインで実施した。

[専門家派遣の実績]

（単位：件、人）

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
案件数	財務総研	8	7	5	0	2
	関税局	60	45	34	51	46
	合計	68	52	39	51	48
派遣人数	財務総研	31	29	31	0	9
	関税局	132	106	76	133	143
	合計	163	135	107	133	152

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注1） 専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

（注2） 新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の専門家派遣はすべてオンラインで実施し、令和4年度も一部オンラインで実施した。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。

JICAに関しては、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。

JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。

MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画していきます。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）を含む、強靱で持続可能な保健財政枠組構築のための、財務・保健当局の連携強化やUHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画していきます。

我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。また、公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）において、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として米国とともに議論を主導していきます。

債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画していきます。

知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。また、対面形式での交流・セミナー等を検討しますが、オンライン形式の効果が認められる部分についてはオンラインによる、同形式も併用した交流・セミナー等をも検討していきます。

また、令和3年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和5年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。

財務省政策評価懇談会における意見

該当なし

政策目標に係る 予算額	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	77,505,931	78,015,440	77,806,694	82,813,243
補正予算		70,003,992	26,983,471	72,522,504		
繰越等		—	—	N.A.		
合計		147,509,923	104,998,911	N.A.		
執行額(千円)		147,144,436	104,686,105	N.A.		

(概要)

アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。

(注) 令和4年度「繰越等」「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

<p>政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策</p>	<p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定） 開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定） 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表） 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定） 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定） コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定） 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日） インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定、令和3年6月17日改訂、令和4年6月3日追補）</p>
--	--

<p>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</p>	<p>政策目標に係る予算額等の状況：令和2～令和4年度一般会計補正予算書（財務省）、令和5年度一般会計予算書（財務省）、令和2～令和3年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）</p>
---	---

<p>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</p>	<p>関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。</p> <p>JICAに関しては、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進しました。特に、令和2年4月に創設したJICAの「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行いました。</p> <p>JBICに関しては、GREENや令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」、令和4年7月1日に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を通じて、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進しました。</p> <p>MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）のための取組を引き続き推進しました。特に平時の予防・備えの強化を支援することを主目的としたパンデミック基金の設立とそれへの出資などを含む、強靱で持続可能な保健財政枠組構築のため、財務・保健当局の連携強化やUHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画しました。</p> <p>我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画しました。</p> <p>開発途上国の債務問題に関しては、令和2年11月にG20及びパリクラブの間で合意した「共通枠組」の実施を含め、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、IMF・世界銀行やG20、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論や取組に積極的に参画しました。</p> <p>知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。</p>
---------------------------------------	--

	また、令和3年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和5年度予算において、必要な経費の確保に努めました。
--	---

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、 関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修 所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	--	-----------------	--------

政策目標 6-3 : 日本企業の海外展開支援の推進

上記目標の概要	<p>国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。</p> <p>各地域の膨大なインフラ整備需要に各国・国際機関と協働し、日本の官民の力を総動員して対応すべく、政府は平成28年5月に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表しました。また、令和2年12月、新興国企業との競争の激化、SDGsの考え方の普及、国際情勢の複雑化等、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、平成25年5月に策定した「インフラシステム輸出戦略」を見直す形で、「インフラシステム海外展開戦略2025」を策定し、令和7年に34兆円のインフラシステムの受注を達成するとの目標を掲げています。</p> <p>財務省としては、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」や「インフラシステム海外展開戦略2025」、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等を踏まえ、下記に掲げる施策等を関係省庁、関係機関と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政6-3-1 : 国際協力機構 (JICA) 有償資金協力業務、国際協力銀行 (JBIC) 業務を通じた支援の推進</p>
----------------	---

政策目標 6-3 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

評価の理由	<p>国際協力機構 (JICA) 有償資金協力業務や国際協力銀行 (JBIC) 業務を通じて日本企業の海外展開支援の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、施策6-3-1が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>日本企業の海外展開支援は、「インフラシステム海外展開戦略2025」等において新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要に応えるため、必要かつ重要な取組の一つとされており、JICAの円借款(用語集参照)や海外投融資(用語集参照)、JBICの出融資といったツールを活用して推進しています。</p>

施策	政6-3-1: 国際協力機構 (JICA) 有償資金協力業務、国際協力銀行 (JBIC) 業務を通じた支援の推進	
測定指標 (定性的な指標)	政6-3-1-B-1: 国際協力機構 (JICA) による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組	
	<p>日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、JICAによる有償資金協力を通じた支援を着実に実施していきます。</p>	達成度
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、JICAによる有償資金協力が重要なツールの一つであるためです。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>JICAについては、「インフラシステム海外展開戦略2025」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、JICA海外投融資が、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するにあたり、JBIC先議を含むJICA海外投融資の審査プロセスについて、産業界の意向も踏まえつつ、本邦企業のニーズに透明性と予見可能性をもって迅速に対応するために、関係省庁での検討を経て、令和2年11月に「JICA海外投融資に関する案件選択の指針」を改訂したところ、これに基づき、運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努め、令和4年度においては、計21件、約1,267億円(承諾額ベース)の海外投融資を実施しました。</p> <p>円借款については、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化に貢献するため、令和4年度中に計7件、約7,150億円(交換公文(E/N)ベース)の本邦技術活用条件(STEP:用語集参照)による供与をはじめとした着実な支援を実施しました。</p> <p>なお財務省は、MDBsとも連携し、以下をはじめとする様々な機会に積極的に参画することを通して、新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年8月にチュニジアで開催された第8回アフリカ開発会議(TICAD8)のビジネスフォーラム内において、「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」の第5フェーズ(EPSA5)のローンチイベントを開催し、日・アフリカのビジネス関係者や政府関係者等が参加する中、AfDB総裁及びJICA理事長による調印式を行いました。 令和4年12月1日には、中央アジアへの投資呼び込みを目的とした中央アジア投資フォーラムをEBRDとともに開催し、中央アジア各国の要人やJBIC総裁、JICA副理事長が出席したほか、多くの日本企業に参加いただきました。 このほか、令和5年4月にはアフリカ開発銀行等により日アフリカ投資エコシステム共創フォーラムなどのイベントも開催された中、財務省はアフリカ開 	

	<p>発銀行はじめ各MDBs事務所と日頃から緊密に連携しながら、各種取組への参画やサポートを通じて、新興国・開発途上国の経済発展や日本企業の海外展開に貢献しています。</p> <p>新興国・開発途上国の経済社会の発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款・海外投融资の活用等により、着実に支援していることから、達成度は「○」としました。</p>	
<p>[主要]政6-3-1-B-2：国際協力銀行（JBIC）を通じた効率的・戦略的な支援の取組</p>		
<p>目 標</p>	<p>JBICにおいては、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」や「ポストコロナ成長ファシリティ」等のツールを活用し、日本企業の海外展開をより一層後押ししていきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきたるJBICによる出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。</p>	<p>達成度</p>
<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>JBICを通じた支援については、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、機能の改善・強化なども行いつつ、効率的・戦略的に支援を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的には、「インフラシステム海外展開戦略2025」等を踏まえ、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」の一層の活用を進めました。また、令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」においてその期限が終了する令和4年6月30日までに、計46件、約6,057億円の出融資等を承諾し、同ファシリティを発展的に改組する形で令和4年7月1日に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和5年3月までに、計91件、約21,379億円の出融資等を承諾しております。こうしたファシリティを活用し、日本企業による、脱炭素社会をはじめとする地球環境保全への貢献とサプライチェーン強靱化、質高インフラ展開や海外における新たな市場創出を支援しました。 さらに、令和4年6月に、株式会社国際協力銀行法施行令（平成23年政令第221号）の改正により、我が国の産業の国際競争力の維持・向上を図る観点から、日本企業等による先端技術の事業化や新たなビジネスモデルの活用、温室効果ガス削減の取組、サプライチェーンの強靱化を支援するため、開発途上地域以外の地域向けの事業等に係る業務の対象を拡充しました。加えて、新型コロナによるパンデミックやロシアによるウクライナ侵略に加え、デジタル化や気候変動など日本経済を取り巻く環境の変化を踏まえ、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーン強靱化やデジタル・グリーン等の成長分野を見据えた、スタートアップ支援といった政策上 	<p>○</p>

	<p>の課題に J B I C がより機動的に対応できるように、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号。以下、J B I C 法）の改正法案を国会に提出しました。（改正法案は令和 5 年 4 月 7 日に成立。）</p> <p>以上のように日本企業の海外展開をより一層後押しするために J B I C を通じた支援の取組を引き続き推進したことから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>J I C A については、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、着実に支援を実施するとともに、J B I C 先議を含む J I C A 海外投融資の審査プロセスについて、改訂した指針を基に運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努めるなど、円借款や海外投融資の更なる効果的な活用に努め、日本企業の海外展開支援を推進しました。</p> <p>J B I C については、「ポストコロナ成長ファシリティ」とそれを発展的に改組した「グローバル投資強化ファシリティ」を活用するとともに、令和 4 年 6 月に政令の一部を改正し、J B I C が融資を行う対象の一部を開発途上地域以外の地域に拡大したことも踏まえ、引き続き先進国を含む日本企業の海外事業の維持・継続や海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。さらに、更なる柔軟な支援を可能とするべく J B I C 法の改正法案を国会に提出しました。（改正法案は令和 5 年 4 月 7 日に成立。）</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

政 6 - 3 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：円借款実施状況【再掲（総 5 - 1：参考指標 5）】

参考指標 2：国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況【再掲（政 5 - 1：参考指標 6）】

参考指標 3：海外インフラ案件の受注金額【再掲（総 5 - 1：参考指標 7）】

評価結果の反映	<p>「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、J B I C 先議を含む J I C A 海外投融資の審査プロセスの見直しなど質の高いインフラ輸出促進のための制度改善を行ってきた J I C A や、新たなファシリティの創設や、法改正等の機能強化を進めた J B I C の活用等を通じて、引き続き日本企業の海外事業の維持・再編・展開等を推進していきます。</p>
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）</p> <p>開発協力大綱（平成 27 年 2 月 10 日閣議決定）</p> <p>質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成 28 年 5 月 23 日公表）</p>
---------------------------------	---

	<p>成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）</p> <p>コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）</p> <p>物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日）</p> <p>インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定、令和3年6月17日改訂、令和4年6月3日追補）</p>
--	--

<p>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</p>	なし
---	----

<p>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</p>	<p>「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、引き続き日本企業の海外展開支援を推進しました。特に、JBICを通じた支援については、令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」やそれを発展的に改組する形で令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を活用するとともに、令和4年6月に日本企業が先進国で行う事業に対するJBICの融資等の対象を一部拡大としたことも踏まえ、日本企業の海外事業の維持・継続や更なる海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。</p>
---------------------------------------	---

担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	政策評価実施時期	令和5年6月
--------------	----------------	-----------------	--------